

令和 8 年度のへじ体験支援交通費助成要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、様々な形で町に関わる人材を創出し、地域活力の維持及び強化を図ることを目的として、令和 8 年度予算の範囲内において、のへじ体験支援交通費助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付については、野辺地町補助金等の交付に関する規則（昭和 56 年野辺地町規則第 2 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第 2 条 助成金の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれかの活動（以下「助成対象活動」という。）を行う者であって、当町の住民基本台帳に登録されておらず、かつ、町内に居住していない者とする。

- (1) 町が実施する体験ツアーへの参加
- (2) 町内での就業等体験、祭り等の運営支援等への参加又は地元住民等との協働活動（ボランティア又は地域課題解決活動）
- (3) 町内施設でのテレワーク
- (4) その他町長が認める活動

2 助成対象者は、助成対象活動の様子や当町の魅力等を、ホームページ、ブログ又は SNS 等により発信しなければならない。ただし、やむを得ないと町長が認めるときはこの限りでない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員である者は、補助金の交付を受けることができない。

(助成対象経費等)

第 3 条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）及び助成金の額は、次の表のとおりとする。

助成対象経費	助成金の額
公共交通機関（タクシーを除く。）を利用して、居住地から野辺地町役場までの移動に要した往復交通費の実費相当	県内在住者については、助成対象経費の全額又は 1 人当たり 5,000 円のいずれか低い額 県外在住者については、助成対象経費

額	の全額又は1人当たり22,000円のいずれか低い額
自家用車を利用して、居住地から野辺地町役場までの移動に要した1キロメートル当たり25円で積算した往復の燃料費及び往復の高速道路利用料金の実費相当額	県内在住者については、助成対象経費の全額又は車両1台当たり5,000円のいずれか低い額 県外在住者については、助成対象経費の全額又は車両1台当たり22,000円のいずれか低い額

(交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、助成対象活動を行う日から起算して7日前までに、のへじ体験支援交通費助成金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると町長が認めるときはこの限りでない。

- (1) 活動計画書（様式第1号別紙）
- (2) 申請者及び助成対象者全員の現住所を証する書類
- (3) 助成対象活動及び受入団体等の概要並びに当該受入団体等との調整状況等がわかる書類
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項に規定する書類のほか、必要に応じて書類の提出を求めることができる。

(交付決定)

第5条 町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否を決定するとともに、のへじ体験支援交通費助成金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 助成金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、助成対象活動を行うため町を訪問したときは、町職員との面談に応じなければならない。

(交付決定内容の変更)

第6条 交付決定者は、交付決定の内容に変更が生じたときは、のへじ体験支援交通費助成金変更承認申請書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の変更承認申請書が提出されたときは、その内容を審査し、

適当と認められるときは、のへじ体験支援交通費助成金変更承認通知書（様式第4号）により、交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第7条 交付決定者は、助成対象活動が終了した日（以下「完了日」という。）から起算して30日以内又は完了日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに、のへじ体験支援交通費助成金実績報告書（様式第5号）に必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

（助成金額の確定）

第8条 町長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、のへじ体験支援交通費助成金額確定通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

（助成金の請求及び交付）

第9条 交付決定者は、前条の規定による助成金の額の確定を受けたときは、速やかにのへじ体験支援交通費助成金請求書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求書に基づき交付決定者に助成金を交付するものとする。

（交付決定の取消及び助成金の返還）

第10条 町長は、交付決定者が提出した申請書その他の提出書類の内容等に虚偽又は不正があったと認めたときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取消すものとする。

2 町長は、前項の規定により交付決定を取消したときは、その内容をのへじ体験支援交通費助成金交付決定取消通知書（様式第8号）により通知するものとする。

3 前2項の規定により助成金の交付決定を取消した場合において、既に助成金が交付されているときは、町長は、のへじ体験支援交通費助成金返還命令通知書（様式第9号）により、期限を定めて当該助成金の全額の返還を命ずるものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則（令和８年３月３１日 野辺地町告示第６６号）
この告示は、令和８年４月１日から施行する。

附 則（令和８年７月３１日 野辺地町告示１１９号）
この告示は。公示の日から施行する。

